

大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要領を次のように定める。

令和4年3月29日

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要領

第1 趣旨

大分市小規模事業者競争力強化支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する取扱いについては、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱（平成29年7月20日施行）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めることによる。

第2 補助対象外経費について

要綱第5条に掲げる経費であっても、下記に該当する経費は対象としない。

- (1) 補助事業の目的に合致しないもの
- (2) 補助対象事業の実施を確認するために必要な経理書類を用意できないもの
- (3) 交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
- (4) 自社内部の取引および代表者の親族（3親等以内）、代表者の親族（3親等以内）が経営する会社、同一人物を代表者とする企業（個人事業主を含む）との取引により生じたもの
- (5) 明らかに耐用年数が短いもの
- (6) 本来業務とは直接関係がないものの購入費
- (7) 汎用性が高いもの
- (8) 主な目的が従業員の福利厚生であるもの
- (9) 収益を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- (10) 収益を含むイベント等の参加に係る経費
- (11) オークション品の購入費（インターネットオークションを含む。）
- (12) 事務所等に係る家賃や駐車場代、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- (13) 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- (14) 文具類、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- (15) 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用

- (16) 不動産の購入費・取得費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- (17) 新築、増築、その他これに類するもの（倉庫を含む）
- (18) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および 訴訟等のための弁護士費用
- (19) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- (20) 各種保証・保険料（ただし、旅費に係る航空保険料、展示会等出展で主催者から義務付けられた保険料に係るものは補助対象とする）
- (21) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）（消費税等の免税事業者及び消費税等の簡易課税事業者に係る消費税等を除く）
- (22) 借入金などの支払利息および遅延損害金
- (23) 免許・特許等の取得・登録費
- (24) 講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等
- (25) 商品券・金券等の購入費
- (26) 商品券・金券・仮想通貨・クーポン・ポイントでの支払い、相殺による決済
- (27) 役員報酬、直接人件費
- (28) 各種キャンセルに係る取引手数料等
- (29) 補助金申請書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- (30) 自宅兼事務所で、専ら居住空間として使用される場所においてなされる取組に係る経費
- (31) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- (32) 1取引10万円（税抜き）を超える現金支払
- (33) 上記にあたる経費であっても、災害その他の影響で本来の業務形態の実施が困難な場合は別途協議するものとする

第3 申請に係る提出書類について

要綱第6条に掲げる書類については、別表1のとおりとする。なお、別表1以外に必要な書類がある場合は、適宜提出を求めることがある。

第4 実績報告に係る提出書類について

要綱第10条に掲げる書類については、別表2のとおりとする。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要領の規定は、この要領の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際改正前の大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要領に規

定する様式用の紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(別表1)

一般枠申請書類

号	経費	提出書類	備考
(1)	-	添付書類1のとおり	-
(2)	-	添付書類2のとおり	-
(3)	-	申請者宛の見積書の写し 有効期限内のものであり、原則として数量や単価等がわかるものとする	-
(4)	-	法人：発行後3か月以内の登記簿謄本（登記事項証明書）の写し等 個人：個人事業の開業・廃業等届出書の写し等 又は創業から1年を経過し、かつ、当該申請に係る事業を開始してから1年を経過していることが分かる書類	-
(5)	-	添付書類3のとおり	-
(6)	-	市税完納証明書 ただし、以下の場合はそれぞれの書類に変えることができる (法人設立後1年未満の場合) 税の納期未到来の証明書、代表者の完納証明書（市税が発生していない場合は課税証明書） (個人事業主であって、市税が発生していない場合) 課税証明書	完納証明書は直近のものに限る
(7)①	-	売上や経営状況がわかる書類 ※確定申告書等の写し 法人：直近2期分の事業年度分の法人税申告書別表一の控への写し、法人事業概況説明書の控への写し 個人：直近2年分の確定申告書第一表、二表、所得税青色申告決算書の1, 2頁もしくは収支内訳書の1, 2頁	確定申告の義務がない等の場合は、「市民税・県民税申告書」の写しを提出
②	-	事業所の所在地がわかる地図	-
③	-	免税事業者届書（添付書類5）	免税事業者である場合は提出
④	-	簡易課税事業者であることがわかる書類 ※消費税簡易課税制度選択届出書の写しや課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し等	簡易課税事業者である場合は提出
⑤	機械装置等 購入費	設置前の写真、設置する場所の見取り図、商品の仕様がわかる書類	-
⑥	広報費	デザイン案、既存のものがある場合は現状がわかるものの写し、新たに設置するものについての設置予定場所の写真、確認書（添付書類6）※看板設置の場合	-
⑦	旅費	日程や旅の目的を説明した行程表	-
⑧	開発費	デザイン案、購入する原材料や資料がわかる書類	-

⑨	借料	使用する機器・設備・施設等の内容および価格がわかる書類	-
⑩	専門家に係る謝金	専門家の経歴や実績、依頼内容がわかる書類	⑩を除く⑤から⑪のいずれかの項目との併用においてのみ申請可能。ただし、⑦のみとの併用は不可。
⑪	委託・外注費	委託・外注内容がわかる書類 工事の場合は、実施予定箇所の写真・施工内容を示す図面	-

D X推進枠申請書類

号	経費	提出書類	備考
(1)	-	添付書類1のとおり	-
(2)	-	添付書類2のとおり	-
(3)	-	申請者宛の見積書の写し 有効期限内のものであり、原則として数量や単価等がわかるものとする	-
(4)	-	法人：発行後3か月以内の登記簿謄本（登記事項証明書）の写し等 個人：個人事業の開業・廃業等届出書の写し等 又は創業から1年を経過し、かつ、当該申請に係る事業を開始してから1年を経過していることが分かる書類	-
(5)	-	添付書類3のとおり	-
(6)	-	市税完納証明書 ただし、以下の場合にはそれぞれの書類に変えることができる (法人設立後1年未満の場合) 税の納期未到来の証明書、代表者の完納証明書（市税が発生していない場合は課税証明書） (個人事業主であって、市税が発生していない場合) 課税証明書	完納証明書は直近のものに限る
(7)①	-	売上や経営状況がわかる書類 ※確定申告書等の写し 法人：直近2期分の事業年度分の法人税申告書別表一の控えの写し、法人事業概況説明書の控えの写し 個人：直近2年分の確定申告書第一表、二表、所得税青色申告決算書の1, 2頁もしくは収支内訳書の1, 2頁	確定申告の義務がない等の場合は、「市民税・県民税申告書」の写しを提出
②	-	事業所の所在地がわかる地図	-
③	-	免税事業者届書（添付書類5）	免税事業者である場合は提出
④	-	簡易課税事業者であることがわかる書類 ※消費税簡易課税制度選択届出書の写しや課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し等	簡易課税事業者である場合は提出

⑤	ソフトウェア導入費	購入・使用する商品の仕様がわかる書類 委託をする場合は委託内容がわかる書類	-
⑥	機器導入費	設置前の写真 設置する場所の見取り図 商品の仕様がわかる書類 確認書（添付書類6）※電子看板設置の場合	-
⑦	D X 広報費	デザイン案または広告内容がわかる書類、既存のものがある場合は現状がわかるものの写し、広報予定場所の写真※電子看板での広報の場合	-
⑧	ウェブサイト構築費	デザイン案またはウェブサイトの内容がわかる書類、既存のものがある場合は現状がわかるものの写し	-

(別表2)

一般枠実績報告書類

号	経費	提出書類	備考
(1)	-	添付書類4のとおり	-
(2)	-	補助事業者宛の請求書の写し 領収書の写し（補助事業者宛の領収書、銀行振込受領書、インターネットバンキングの画面のプリントアウト、通帳（表紙、該当部分）のコピー等）※旅費や店頭購入を除き、1取引10万円(税抜き)を超える支払いの場合、補助事業者宛での領収書のみは不可。銀行振込受領書等の支払を証明する書類が必要。	インターネット購入の場合、受注確認メールや注文履歴のプリントアウトしたもので代用可能 ただし、補助事業者宛になっており、発注した物の品名、数量、金額が記載されていることが必要
(3)①	機械装置等購入費	購入物や設置場所がわかる写真等	「大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金による取得財産」という表示（シール等）により他の機械装置と区別すること
②	広報費	製作物のコピーや写真、配布先のリスト等	既存の物がある場合は、新旧の製作物の物の写真等を提出
③	旅費	行程・旅費総額・出張先での業務内容等が確認できるもの	-
④	開発費	製作物のコピーや写真、 原材料の購入の場合は受払簿、 資料購入の場合は、資料の表紙・裏表紙のコピーや写真、内容（単価、金額、書名等）がわかる書類等 物品使用の場合は記録簿等	-
⑤	借料	機器、設備等を使用したことがわかる書類	-
⑥	専門家に係る謝金	指導の実施内容がわかる書類（議事録や指導日報、指導に用いた資料等）	-
⑦	委託・外注費	委託業務の実施内容が確認できる書類、 外注業務の実施内容が確認できる書類（同じ角度から撮影した施工前・施工後の写真等）	-

D X推進枠実績報告書類

号	経費	提出書類	備考
(1)	-	添付書類4のとおり	-
(2)	-	補助事業者宛の請求書の写し 領収書（補助事業者宛の領収書、銀行振込受領書、インターネットバンキングの画面のプリントアウト、通帳（表紙、該当部分）のコピー等）※旅費や店頭購入を除き、1取引10万円（税抜き）を超える支払いの場合、補助事業者宛での領収書のみは不可。銀行振込受領書等の支払を証明する書類が必要。	インターネット購入の場合、受注確認メールや注文履歴のプリントアウトしたもので代用可能 ただし、補助事業者宛になっており、発注した物の品名、数量、金額が記載されていることが必要
(3)①	ソフトウェア導入費	導入したソフトの画面のプリントアウト等（委託の場合は委託業務の実施内容が確認できる書類）	-
②	機器導入費	購入物や設置場所がわかる写真等	「大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金による取得財産」という表示（シール等）により他の機械装置と区別すること
③	D X 広報費	広報したことがわかるもの	既存の物がある場合は、新旧の広報したことがわかる写真等を提出
④	ウェブサイト構築費	完成したウェブサイトの画面のプリントアウト等（委託の場合は委託業務の実施内容が確認できる書類）	既存の物がある場合は、新旧のウェブサイトの画面のプリントアウト等を提出

(添付書類1)

事業計画書

1.実施日程	交付決定後 ～ 年 月 日		
2.現状・取組内容 今回補助を受ける取組みについて 詳しく記載してください。			
3.取組内容に係る経費 複数選択可能です。該当する項目に チェックをしてください。	DX推進枠		一般枠
	<input type="checkbox"/>	ソフトウェア 導入費	<input type="checkbox"/> 機械装置等購入費 <input type="checkbox"/> 広報費
	<input type="checkbox"/>	機器導入費	<input type="checkbox"/> 旅費 <input type="checkbox"/> 開発費
	<input type="checkbox"/>	DX広報費	<input type="checkbox"/> 借料 <input type="checkbox"/> 専門家に係る謝金
	<input type="checkbox"/>	ウェブサイト 構築費	<input type="checkbox"/> 委託・外注費
4.大分市外の業者と取引を行う理由 市内事業者の場合は記載不要です。			
5.補助事業の効果			

事務局記入〈取組番号〉	販路開拓等事業	業務効率化事業

(添付書類 2)

事業予算書

(免税事業者・簡易課税事業者 課税事業者)

補助対象経費の内訳			
	項目	内容	金額 (円)
収 入	大分市補助金		
	自己資金		
合 計			円
支 出			
合 計			円

○補助金交付申請額の計算 (1円未満切捨て)

補助対象経費 × 補助率 =

円 × / = 円

補助金交付申請額 (1,000円未満切捨て、上限 円)

⇒ 円

(添付書類 3)

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

これに反した場合は、交付された補助金の全部または一部を返還します。

令和 年 月 日

(以下の事項に誓約する場合は、□欄に必ずレ印をしてください。)

1. 暴力団等の排除に関する誓約事項、同意事項	
<input type="checkbox"/>	自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。 (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) (3) 暴力団員が役員となっている事業者 (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者 (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者 (6) 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者 (7) 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
<input type="checkbox"/>	上記(1)-(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
<input type="checkbox"/>	市が必要な場合には、上記に関する事項について、警察に照会することについて承諾します
2. 補助金申請に係る確認事項	
<input type="checkbox"/>	昨年度に当補助金を申請し、補助金の交付を受けていません。
<input type="checkbox"/>	国、県、その他の地方公共団体等の制度による同一目的の支援と本事業の併用は行いません。また、上記併用に関する事項について、関係機関へ照会することについて承諾します。
<input type="checkbox"/>	提出する申請書、添付書類の内容と現在の状況に相違はありません。
<input type="checkbox"/>	自社内部の取引および代表者の親族(3親等以内)、代表者の親族(3親等以内)が経営する会社、同一人物を代表者とする企業(個人事業主を含む)との取引ではありません。
<input type="checkbox"/>	交付決定を受けた後に事業に取り組み、当該完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出します。
<input type="checkbox"/>	※店舗物件が賃貸物件であり、改装工事を実施する場合のみ 店舗物件の所有者から改装工事について、承諾を受けています。
<input type="checkbox"/>	補助金で改装した物件や購入した備品は、市長の承認を受けることなく、交付の目的外使用、譲渡、処分をしません。
<input type="checkbox"/>	建築基準法その他の法令に違反する事業ではありません。
<input type="checkbox"/>	※自宅兼事務所の場合のみ事業を実施する場所は、専ら事業の用に供する場所で間違いありません。
<input type="checkbox"/>	補助金交付後も本事業に係る報告、資料の提出、現地調査等に協力します。
<input type="checkbox"/>	風俗営業法第2条第1項第4号もしくは第5号に規定する風俗営業、または同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、または同条第13項に規定する性風俗関連特殊営業に関する接客業務受託営業に係る事業を営んでいません。
<input type="checkbox"/>	※法人のみ「みなし大企業」に該当しません。

大分市長

殿

住所 (申請書右上に記載の住所) _____

氏名 (フリガナ) (法人名・屋号及び代表者名) _____

生年月日 (代表者の生年月日) _____ 年 月 日 (男・女)

電話番号 (申請書右上に記載の電話番号) _____

(添付書類 4)

事業決算書

(免税事業者・簡易課税事業者 課税事業者)

補助対象経費の内訳				
	項目	内容	予算額	決算額
収 入	大分市補助金			
	自己資金			
合 計			円	円
支 出				
合 計			円	円

(添付書類 5)

免税事業者届書

年 月 日

大分市長 殿

(申請者)

所在地

名 称

代表者氏名

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者）となりますのでその旨届出します。

記

期間 自 年 月 日
至 年 月 日

以上

(添付書類 6)

確 認 書

大分市小規模事業者競争力支援事業補助金の補助対象事業として、看板の作成及び設置を実施するため、以下について関係課へ確認しました。

(申請者)

所在地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

まちなみ企画課 景観推進担当班	確認日 要協議	年 月 日 ・ 要許可	許可不要	不可
備考				

土木管理課 道路占用管理担当班	確認日 要協議	年 月 日 ・ 要許可	許可不要	不可
備考				

開発建築指導課	確認日 要協議	年 月 日 ・ 要許可	許可不要	不可
備考				